

# 労働安全衛生法の実施義務

健康診断受診後の

# 事後措置

従業員数 50 名未満の  
小規模事業所であっても

法令で実施が

定められています

定期健康診断の実施 労働安全衛生法第 66 条 1 項

健康診断結果の受領  
異常所見の有無のチェック

所見なし

所見あり

健康診断の結果を  
労働者へ通知

労働安全衛生法第 66 条の 6

保健指導の実施

労働安全衛生法第 66 条の 7

医師等の意見聴取

労働安全衛生法第 66 条の 4

⚠ 医師等の意見を考慮し、必要がある時は  
就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮、  
深夜業の回数の変更など適切な措置が必要に！

就業上の措置の決定等

労働安全衛生法第 66 条の 5

## 淳風会におまかせください！

健診結果に基づき医師が就業判定をいたします

- ・ 定期健診の結果（法定項目に限る）に対してのみ判定させていただきます。（特殊健康診断内容は不可）
- ・ 医療機関を受診しないと判定が困難なケースについては【要受診】と記載させていただきます。
- ・ 【要受診】 該当者の医療機関受診後、事業者様より主治医から勤務について意見を聴取いただき、最終判断を行っていただきます。

【有所見者への専門スタッフの保健指導】【長時間労働者への面接指導】なども対応します。  
お問い合わせ・お申込みは裏面のメールアドレスまでご連絡をお願いします。

# 淳風会 産業保健総合支援サービス申込書

こちらは、淳風会とご契約いただいている事業所様へのサービスとなります

事業所名			
所在地	〒	—	TEL — —
			FAX — —
労働者数	合計	名	【内訳】 男性： 名 女性： 名
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道業		
	<input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業		
	<input type="checkbox"/> 飲食・宿泊業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援		
	<input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	【事業内容詳細：		
代表者	お役職	フリガナ ご氏名	
	部署	フリガナ ご氏名	
ご担当者	TEL	FAX	メールアドレス
	—	—	—
お申込み	<input type="checkbox"/> 淳風会 産業保健総合支援サービスを申込みます		① 申込年間基本料金 ¥30,000
依頼内容	<input type="checkbox"/> 【1】 健康診断結果に基づく事後措置		
	②淳風会受診結果利用の場合（対象：A判定以外） ③他機関実施結果利用の場合（対象：有所見者）		
	★ご提出いただいた結果全てが判定・ご請求の対象となります		
	【2】 健診結果判定により、保健指導のご希望者に 保健師による保健指導を受けていただきます ※人数は確定した段階でお申込みいただきます		
	<input type="checkbox"/> 【3】 医師による長時間労働者に対する面接指導		
	④10分程度の医師による面接料金		
ご料金	①②③④の金額と消費税を合わせた総額をご請求させていただきます ※保健指導対応は後日対応となりますので、別途のご請求とさせていただきます (1人あたり ¥3,500 に消費税を加えた金額がご請求料金となります)		
その他 連絡事項			

※当書面に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません

下記4項目にチェックを付けて送信をお願いします

- 事業所は、50名未満です       面接指導・保健指導は治療目的ではないことを理解しています
- 本事業実施に必要な個人情報の提供について同意します
- 就業判定に使用する健康診断結果は法定のものであるか、あるいは本人の同意を得たものです

申込先メールアドレス  
junpu-sanpo@junpukai.or.jp